

泉佐野市アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業に関する質問への回答

番号	該当資料名 ページ	質問事項	回答
1	仕様書 3 ページ	1 行目「……、壮年期の参加を促す仕組」とあるが、壮年期とは、泉佐野市では何歳から何歳までを壮年期と定義しているか。	身体機能が徐々に低下し、生活習慣病など健康が気になり始める時期で、職場での役割・責任が重くなるほか、家庭での役割も重なり、ストレスが強まる時期である 40 歳から 64 歳とします。
2	仕様書 6, 7, 8 ページ	インセンティブの費用は事業者が負担になりますか。それとも泉佐野市で負担となりますでしょうか。	今回のヒアリング審査では委託料の範囲で可能なご提案をいただき、今後事業の拡充などについても必要経費など含めご提案ください。ただし、さのぼによるインセンティブの場合は市の予算の範囲内で市の負担となります。
3	仕様書 6, 7, 8 ページ	「さのぼ」への交換ポイントとは別に年 1 回や毎月のインセンティブ抽選を行うという認識でよろしいでしょうか。また、こちらの費用についても事業者負担か、泉佐野市の負担かを教えてください。	継続支援のための方法としての例示で、他にご提案があれば、随時協議してまいりたいと考えております。費用について、今回のヒアリング審査では委託料の範囲で可能なご提案をいただき、今後事業の拡充などについても必要経費など含めご提案ください。ただし、さのぼによるインセンティブの場合は市の予算の範囲内で市の負担となります。
4	仕様書 8 ページ	下から 2 行目 「広報プラン」として、市の広報紙の紙面は記事枠を確保可能か。1 月から事業開始の場合、最低でも 12 月号には掲載できるか。	町内回覧も検討しており、その回覧のタイミングに合わせて 12 月もしくは 1 月で記事枠を確保する予定です。
5	仕様書 8, 12 ページ	②留意事項 体験型インセンティブの実施に係る経費が発生した場合も、委託料とは別に委託者(市)が実費を受託者に支払うという理解でよいか。	今回のヒアリング審査では委託料の範囲で可能なご提案をいただき、今後事業の拡充などについても必要経費など含めご提案ください。
6	仕様書 9 ページ	②留意事項 広報活動の場として委託者(市)が情報提供する場等を活用して広報活動を行う、とあるが、現時点で市側が想定している「場」はいつ・どこで・	広報誌への掲載 1 回/年、町内回覧 1 回/年、今年度は 2 週間に 1 回程度の説明会を市役所や公民館で実施することを想定しております。(当初の数回は委託業者の方の

		何回想定しているか。	ご対応をお願いいたします。)
7	仕様書 9 ページ	6 行目 事業開始後概ね 2 週間に 1 回の頻度で説明会を開催するとあるが、事業開始は「令和 6 年 1 月」という解釈でよいか。また、令和 6 年度も事業継続する場合、この説明会は継続するのか。また、説明会は通年なのか、段階的に減らしていくのか、など次年度の見積書に影響するためもう少し詳しいイメージを教示願いたい	事業開始は令和 6 年 1 月とします。開始後の市民の反応を勘案し、次年度以降の説明会の開催方法や回数を検討したいと考えております。説明会以外の方法でも、市民が円滑に事業参加できるのであれば説明会を縮小していく方向ですが、そうでない場合は継続実施する必要がありますと考えています。
8	仕様書 10 ページ	(6) -①関連 さのぼ対象店や協力関係機関への働きかけ、調整については、まちの活性課及び一社) 泉佐野シティープロモーション推進協議会がさのぼを所管・運用している中、他課の事業受託者が店舗拡大の働きかけをすることでハレーションは起きないか。あるいは、まちの活性課等のさのぼ関連部門が事前調整の場を設けてくれるなど、関連部門と連携して取り組みを進めるイメージか。	ご提案内容により、必要時、市関連部署と連携して進めるイメージです。
9	仕様書 12 ページ	下から 5 行目 参加者へのインセンティブ経費は委託者(市)が実費を受託者に支払う、という理解でいるが、この経費の実費の範囲はどこまで含まれるか。(例：商品自体の実費、送料、営業に係る旅費交通費、物価高騰対応、等)	今回のヒアリング審査では委託料の範囲で可能なご提案をいただき、今後事業の拡充などについても必要経費などを含めご提案ください。
10	仕様書 12 ページ	(9) その他 次年度、継続実施する場合の 1 年間の費用の見積もりについてはその見積書の市への提出はどのタイミングか。提案書提出時点なのか、受託が決まった後でよいか。また、見積書の様式は任意様式でよいか。	提出可能な範囲で提案書提出時にご提出ください。見積書は任意様式で構いません。
11	仕様書 13 ページ	定例会議 事業期間中の定例会議を月 1 ～ 2 回程度開催する、とあるが、令和 6 年度も事業	本会議は段階的に減らしてゆきますが、開始直後は最低月に 1 ～ 2 回の会議が必要になると推測し

		<p>を継続する場合、この会議は継続するのか。また、通年なのか、段階的に減らしてゆくのか、など次年度の見積書に影響するためもう少し詳しいイメージを教示願いたい</p>	<p>ております。次年度以降の会議の開催方法や回数ですが、最低、年度初め、予算検討前、次年度の計画作成時に開催が必要と考えます。</p>
1 2	仕様書 14 ページ	<p>(3) 提出期限 令和6年3月31日に業務委託報告書を提出するにあたっては、令和5年度の事業期間は2月末までとなるのか。3月末までの事業期間があり、業務委託報告書を3月31日に提出するのは現実的ではないと思うがいかがか。</p>	<p>令和5年度及び次年度は通年で事業実施を検討中ですが、令和5年度の報告書は2月までの事業期間で一旦、3月31日までにご提出お願いいたします。次年度も同じ事業者様と委託契約が可能となった場合には3月までの報告書を改めてご依頼させていただくこととなります。</p>